

(表)

粒子線治療資金借用書

| | |
|--|--|
| 決定番号 | 第 号 |
| 借用金額 | 円 |
| 利率 | 無 利 子 |
| 貸付期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 据置期間 | 月 |
| 償還期間 | 年 月 |
| 償還方法 | 年 月 日を第1回として、以後毎月 日に 円返済し、残額は最終回に返済する。 毎回償還額 : 円 最終回償還額 : 円 |
| <p>上記のとおり借用いたします。 については、粒子線治療資金貸付規程及び特約事項に定めるところに従い、相違なく償還します。</p> <p>年 月 日</p> <p>兵庫県病院事業管理者 様</p> <p>借 主 住 所 氏 名 印</p> <p>上記の記載事項について、連帯保証人として債務を保証することを約します。</p> <p>連帯保証人 住 所 氏 名 印</p> | |

（裏）

粒子線治療資金借用書特約事項

（一時償還）

第1条 粒子線治療資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、病院事業管理者（以下「甲」という。）が粒子線治療資金を貸し付けることが不相当であると認め、貸付けの決定を取り消した場合、取消しのあった日から1箇月以内に債務の全部を弁済しなければならない。

（繰上償還）

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（延滞利息）

第3条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかったときは、償還期間経過後その支払をする日までの日数に応じ、償還未納の金額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利息を甲に支払う。

（連帯保証人）

第4条 連帯保証人は、この資金の借受けによって生ずる一切の債務について、乙と連帯して、その履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の変更を必要と認め、請求をした場合には、直ちにこれに応じるものとする。

3 甲は、連帯保証人の変更について乙から請求があり、相当と認めるときは、これに応じるものとする。